

令和４年度公益財団法人福島県スポーツ協会認定
アスレティックトレーナー養成講習会開催要項

1 目 的

競技者の健康管理、傷害予防、スポーツ外傷・障害の救急処置、アスレティックリハビリテーション及びトレーニング、コンディショニング等を担当する公益財団法人福島県スポーツ協会認定アスレティックトレーナーを養成する。

2 主 催 公益財団法人福島県スポーツ協会

3 カリキュラム

(1) 基礎科目（個人学習）

ア 公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者養成講座「コーチングアシスタント」

- ・ 「コーチングを理解しよう」 ・ 「グッドコーチに求められる医・科学的知識」
- ・ 「現場・環境に応じたコーチング」

イ 救急法講習

- ・ 救急法概論 ・ 一次救命処置（心肺蘇生法・AED使用法） ・ その他

(2) 専門科目（集合講習）

1) アスレティックトレーナーの役割 (60分)	2) 安全・健康管理とスポーツ外傷・障害の予防 (60分)
3) コンディショニング (90分)	4) リコンディショニング (90分)
5) 検査・測定と評価 (60分)	6) 人体の解剖と機能 (60分)
7) スポーツ科学概論 (60分)	8) スポーツ医学概論 (60分)

※ 講習の日程は別紙

4 実施方法

(1) 基礎科目（個人学習）は、下記の講習を個人で申し込み、受講する。すでに取得・修了している者は免除される。

ア 公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者養成講座「コーチングアシスタント」については、令和４年度中に受講し、資格を取得しなければならない。ただし、スポーツリーダー取得者、公認スポーツ指導者養成講座で共通科目Ⅰを修了している者、公認スポーツ指導者、スポーツ少年団認定員はこの限りではない。

申し込みは、日本スポーツ協会ホームページ「指導者マイページ」から受講申込・登録手続きをする。

イ 救急法講習については、令和４年度中に下記のいずれかを受講し、修了資格を取得しなければならない。

- ・ 日本赤十字社・・・救急法基礎講習または救急法救急員養成講習
- ・ 消防署・・・・・・普通救命講習・上級救命講習

公益財団法人日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナーを目指す者は、日本赤十字社の救急法救急員養成講習を修了することを薦める。

申し込みは、日本赤十字社福島県支部 (<http://www.jrc.or.jp/chapter/fukushima/>)、周辺市町村の消防本部（福島市・伊達地方・安達地方広域・郡山地方広域・須賀川地方広域・白河地方広域市町村圏・喜多方地方広域市町村圏組合・会津若松地方広域市町村圏整備組合・南会津地方広域市町村圏組合・相馬地方広域・双葉地方広域市町村圏組合・いわき市）

(2) 専門科目（集合講習）

期日：令和４年１１月２６日（土）～２７日（日）

場所：福島県青少年会館 ２階第１研修室、体育館

住所：福島市黒岩字田部屋５３番５ TEL：０２４－５４６－８３１１

5 受講者

(1) 受講条件

受講する年の４月１日現在、満２０歳以上で、本協会加盟競技団体、本協会スポーツ医・科

学委員、本協会スポーツドクター部会員、本協会アスレティックトレーナー部会所属の日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナーからの推薦者で本協会スポーツ医・科学委員会が認めた者。

なお、競技団体のトレーナーやアドバイザー等、現場での活動経験のある者とし、本協会事業に積極的に協力活動する者とする。

令和4年に認定されたアスレティックトレーナーは、次年度のスキルアップ講習会に参加するものとする。

- (2) 受講者数 20名程度

※新型コロナウイルスの感染状況等により人数制限をする場合がある。

- (3) 受講申込み

受講希望者は所定の受講希望者個人調書に必要事項を記入し、推薦団体または推薦者に提出する。

推薦団体および推薦者は、推薦書を作成し、受講希望者個人調書と共に本協会に提出する。

6 受講料

- (1) 基礎科目（個人学習） 各講習の受講料 → 各講習団体へ納める。

- (2) 専門科目（集合講習） 2,000円 → 本協会に納める。

7 受講者の決定

- (1) 各団体・推薦者から提出された受講希望者個人調書に基づき、本協会スポーツ医・科学委員会において活動実績等を審査の上、受講者を決定し、各団体・推薦者及び本人あてに通知する。

- (2) 受講有効期限は、基礎科目は令和4年度中、専門科目は原則として受講開始年度を含め3年間とする。

- (3) 受講者としてふさわしくない行為があったと認められた場合は、本協会スポーツ医・科学委員会で審査し、受講が取り消される。

8 講習の免除

既存資格等により、講習の一部または全部を免除することができる。免除に関する詳細は別に定める。

9 登録及び認定

- (1) カリキュラムを修了した者に、公益財団法人福島県スポーツ協会認定アスレティックトレーナー「認定証」を交付する。

- (2) 基礎科目を令和4年度中に修了せずに専門科目のみ修了した場合は、翌年度のみ認定保留期間とする。

- (3) 資格の有効期限は、4年間とし4年毎に更新する。本資格を更新しようとする者は、有効期限内に、別に定める公益財団法人福島県スポーツ協会スポーツ医・科学委員会が認める研修を受けなければならない。

10 その他

- (1) 本講習会受講に際し取得した個人情報、本協会及び推薦団体が、養成講習会関係資料の送付及び本協会認定アスレティックトレーナー関係事業を実施する際に利用し、これ以外の目的に個人情報を利用する際は、その旨明示し了解を得るものとする。

- (2) 本協会認定アスレティックトレーナーは、アスレティックトレーナー部会に帰属し、部会規則に掲げる事業または協議に参加する。

- (3) 本養成講習会は隔年で開催する。

- (4) 新型コロナウイルスの感染状況等により中止または人数制限をする場合がある。